会 議 録

1	会	議のク	名 称	教育福祉常任委員会
				令和 5年 6月 20日(火)
2	日		時	午後 1時30分 開会
				午後 1時45分 閉会
3	場		所	全員協議会室
				大垣 真一 橋田 夏枝 中山真由美
4	出	席	者	勝又 澄子 長嶋 一樹 八島 満雄
	(	(6人)		
5	欠	席	者	なし
				なし
6	説	明	員	
7	傍	聴	者	なし
8	事	務	局	参事(兼)次長 主事
9	9 会議のてんまつ			別紙のとおり

議 題 陳情 4 号 子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員 定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制 度の堅持・拡充を求める陳情

**結果** 採択

午後1時30分 開会

○委員長【大垣真一議員】 ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第4号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と 教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」を議題と いたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、「陳情第4号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」について、意見を申し上げます。

我が国においては、国の最高法規である憲法第26条第1項で「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定め、また、同条第2項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」としています。個人の人格形成は、一定の知識、教養を身につけ、各人の能力を開花させる過程を通じて行われるところから、現行憲法で規定している教育の権利及び義務が、個人の人格形成にとって必要不可欠なものであるということは自明のことであります。

このような観点から、本市の小中学校の現状を見てみますと、児童生徒の不登校問題、いじめ問題、教職員の超多忙化問題等々の山積する課題があり、現行憲法の趣旨に完全に合致している状況とはなっておりません。その間、2021年3月の改正義務標準法の成立により、40年ぶりに公立小学校の定員が段階的に35人に引き下げられています。一定の評価を与えることができると思いますけれども、中学校には適用されていないということにおいて、まだまだ改善の余地があると思うところであります。さらに、教育現場で汗を流している教職員の超多忙化の現状はもはや社会問題と化しており、教職員の採用、離職に大きく影響を与えているところであります。これは、誠に憂慮すべき問題であり、教職員が心身ともに健康で、ゆとりを持って児童生徒一人一人に対応していってもらわなければ、明日の日本、ひいては世界を担う人材育成は夢のまた夢となってしまい

ます。また、現在の教育問題の解決のためには、教育予算の増額は必須要件であり、まずは義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に戻すことが喫緊の課題であると考えるところであります。

よって、本陳情の趣旨、内容について見ていきますと、おおむね賛同できることから、本陳情の採択に賛成いたします。

○委員【勝又澄子議員】 陳情第4号について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情は、子どもたちに豊かな学びを保障するため、小学校では35人学級を計画的に進め、中学校についても早急に引き下げ、30人学級についても検討するべきことではないでしょうか。さらに、子どもたちに向き合うことができるよう、教職員の定数改善と教育予算増額を国へ求めている陳情です。

教職員の多忙が、今、問題になっています。教職員が余裕を持ち、子ども一人 一人に向き合い、きめ細かな教育指導ができること、教育の機会均等と水準の維 持、向上を図るため、地方財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担 割合を 2 分の 1 に復元することも必要だと考え、本陳情を賛成すべきことだと考 えています。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第4号、子どもたちに豊かな学びを保障する ために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡 充を求める陳情」に対して、賛成の立場で意見を述べます。

この陳情の趣旨に賛同して、令和4年6月に、伊勢原市議会として意見書を提出しています。2021年、令和3年に改正義務標準法が成立したことが判断の根拠と見ています。段階的に陳情者の言われる令和3年度より2年生から35人学級の開始が始まりました。段階的に令和7年度には6年生まで35人学級となります。さらには中学校までの35人学級の標準法は年限が決定されております。

ここで大事なことは、なぜ学級数を35人としたのかであります。担任教師にとっても、児童生徒にとっても、指導や悩み、学習上の理解を促すのは、多くの教師と児童生徒が相対する時間の確保が必要となります。これも物理的に多くなり、授業内容の理解や児童生徒指導上の課題解決には機会が多くなるという必然性が生まれ、教育現場の環境ができると思うからです。この35人学級のメリットとデメリットについては多くありますが、メリットの長所を生かす立場での教育実践が誕生しています。例えば、タブレット児童生徒1台保持、GIGA構想の授業実践、少人数の授業、少人数指導、教科担任制の設置など、教員数の増員や教室や備品の確保など、教育予算はまだまだ多くの課題と難題を抱えております。

このことから、義務教育費国庫負担額の割合の更新は、見直ししなければならない社会状況にあると考えるのは自然であります。少子高齢化のスピードが加速する中で、日本経済は、生産人口の減少、高齢化への福祉予算の増大など、経済が回らないことは必定と考えますが、この心配される難題を解決するには、日本経済の行く末を考えても、今からでも出生率向上、子育ての日本社会の創出、最

終的には、子ども・子育てに寄り添う教育予算として、国庫負担分を2分の1に 戻し、全国津々浦々での教育の公平性を担保し、保護者の子育て教育費の負担感 を解消して、未来の生産人口の想定は、現実の政策として不適切な施策と思われ ます。2006年、平成18年には2分の1から3分の1に変更された経緯があ りますが、その後の日本経済や福祉の社会をかいま見て、施策の転換は避けられ ないものと見ます。以上のことからも、この陳情の趣旨に賛同し、賛成といたし ました。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 「陳情第4号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・ 拡充を求める陳情」について、採択すべきとの立場から意見を述べさせていただきます。

平成23年度の法改正により、国が小学校1年生に35人学級を実施することといたしました。本市では、平成17年度より小学校1年生の35人学級を実施しており、この点につきましては評価できるところであります。しかし、近年の社会と学校を取り巻く環境は大変複雑化しており、障がい児への合理的配慮やいじめ、不登校、子どもの貧困など多様化しております。一人一人の子どもにきめ細やかな対応ができるよう、小学校の30人学級及び中学校においても少人数学級が推進されることを望みます。

そして、子どもたちへのきめ細やかな指導と子ども及び教職員の心の安定にも、スクール・サポート・スタッフ等を常勤化することは、教職員の負担軽減を図るために大変必要な取組でもあります。そのための必要な財源につきましては、国が保障することが重要と考えます。さらに、義務教育費国庫負担制度の堅持、拡充については、憲法第26条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあり、そのためには、義務教育費国庫負担制度の堅持と国の負担を2分の1に拡充することが望ましいと考えます。全国どこでも一定の教育条件により子どもたちへの教育を保障し、子どもの学ぶ意欲などを引き出す教育を進めていくことは大変重要であります。そして、教職員の負担軽減に向けての支援を早期に実施する必要があると考えます。

以上の理由から、本陳情は賛成といたします。

○委員【橋田夏枝議員】 陳情第4号に対して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の陳情は、将来の我が国を支え、担う子どもたちの教育環境の整備を目的に、教育現場で働く教職員の方々の切実な思いが背景にあって提出されたものと受け止めております。子どもたちをど真ん中に置いた社会を実現するために、国では今年4月、こども家庭庁が創設されました。子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもたちを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするためにも、こども家庭庁には、

新たな司令塔として期待しております。子どもたちに必要不可欠な教育については、文部科学省と密接に連携して、さらに充実させていくと、こども家庭庁発足時の指針に明記されておりました。

一方、学校現場では今日何が起きているのかといえば、外国にルーツを持つ児童生徒、発達障害など軽度の障害を含めた障がい児、いじめや不登校児童生徒、これらの増加により、以前にも増して手厚く、きめ細かい指導が必要になっております。生徒一人一人丁寧に向き合いたいのに、時間的、空間的に許されず、心の余裕をなくしている教職員たち、一部では心が病んでしまって、休職や退職に追い込まれてしまう先生方もいらっしゃいます。我々としても、学校での問題を学校だけに押しつけるのでなく、社会全体で支える必要があります。

陳情の1つ目にある小中学校の少人数学級の推進は、生徒一人一人に目を配り、 手厚い指導を行い、誰一人取り残さないためにも必要であると考えます。

陳情の2つ目にある教職員の完全配置、定数改善も、先生たちの働き方改革を 推し進める上で重要です。近年男女ともに育児休暇を取得する先生方が増え、休 職中の先生方の代替要員が必要にもかかわらず、確保に苦慮していると聞いてお ります。教職員の処遇改善を図り、多くの若者たちに志願してもらえるよう、魅 力的な職場環境にしなければなりません。

陳情の3つ目にある義務教育費国庫負担制度の割合は、早期に2分の1に戻すべきです。国も、こども家庭庁の下で、子どもを真ん中にした社会を構築する方向性であり、どこの自治体でも一律同様に教育が受けられるよう、平成18年以前の国2分の1の負担割合に復元させなければなりません。現在国では、児童手当の拡充など、目立った子ども政策の議論に偏りがちですが、児童手当を増やしたところで、結局世帯貯蓄に回されてしまいます。限られた国の財源ですが、子ども政策には中長期的に取り組んで、子どもたちの学びの場である学校教育にしっかりと予算配分していただくことをお願い申し上げまして、本陳情の賛成意見とさせていただきます。

○委員長【大垣真一議員】 ほかに発言はございませんか。 (「なし」の声あり)なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。 本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

## 〔挙手全員〕

○委員長【大垣真一議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○委員長【大垣真一議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午後1時45分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和5年6月20日

教育福祉常任委員会 委員長 大 垣 真 一